

一般競争入札の公告

(公告期間2019年2月1日～2019年2月20日)

1 競争入札に付する事項

件 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所昇降機の保守点検
(詳細は入札説明書記載のとおり。)

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同31条第1項中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、開札時までに平成30年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のB、C又はD等級に格付けされている者であること(資格審査結果通知書(全省庁統一規格)を提出すること。)

(3) 契約担当役から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 配置予定業務従事者は、保全業務特記仕様書で示す資格を有すること。

(5) メンテナンス体制が整備されていること。

(6) 公的研究費の不正防止に係る誓約書を提出した者であること。ただし、提出を求める対象範囲外の者を除く。

3 入札説明日時及び契約条項を示す場所

神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟1階 総務部財務課契約係

2019年2月1日(金)～2019年2月20日(水)

9:30～17:00まで(土日祝祭日を除く。)

4 競争執行の場所及び日時

神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟2階 第2会議室

2019年2月28日(木) 11時00分

5 入札保証金及び契約保証金

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程第54条第1項及び第59条第1項により免除する。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負契約等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は、無効とする。

7 契約書の作成の要否

要

8 その他

詳細については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則によるものとする。

9 本契約についての連絡先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

電話 046-839-6834

以上、公告する。

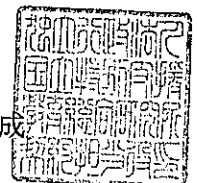
2019年2月1日

契約担当役

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

理事長 宍戸 和成



保全業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所昇降機の保守点検
2. 業務場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（研究所構内）
3. 業務期間 2019年4月1日 から 2021年3月31日まで
4. この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令）に準じ、本特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象設備等	設備等概要
定期点検及び保守	機械設備	昇降機

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等以上のものを使用することとし、同等以上のものを使用する場合は、財務課担当職員の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

- (1) 受注者は、1ヶ月毎の業務終了後、発注者に完了書を送付するものとする。
- (2) 受注者は、(1)で提出した書類に基づき発注者の指定した者が行う検査に合格した後、請負代金の支払いを請求する。
- (3) 請負代金の支払いは、発注者が受注者より適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

2. 受注者の負担の範囲

共通仕様書第1編第1章第1節1.1.3による。

3. 貸与資料

共通仕様書第1編第1章第2節1.2.3による。

4. 業務責任者

共通仕様書第1編第1章第3節1.3.2による。

昇降機の点検及び保守業務履行に当たっては業務責任者が業務場所に常駐しなくてもよい。

5. 業務条件

共通仕様書第1編第1章第3節1.3.3による。

定期点検及び保守業務の実施時間帯は次のとおりとする。実施日は、財務課担当職員と協議す

る。

平日（月～金曜日。土日祝祭日を除く。） 9：30～17：00

~~6. 電気工作物の保安業務~~

~~7. 環境衛生管理体制~~

8. 業務担当者

共通仕様書第1編第1章第4節 1.4.1 による。

建築基準法第12条第3項に定められた法定点検業務を行う業務担当者は、次の資格を有するものとする。

業務担当者は、1級建築士、2級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者とする。

~~9. 別契約の業務等~~

~~10. 行事等への立会い~~

11. 施設管理担当者の立会い

共通仕様書第1編第1章第4節 1.4.6 による。

12. 廃棄物の処理

共通仕様書第1編第1章第5節 1.5.1 による。

~~13. 居室等の利用~~

14. 共用施設の利用

当該業務を実施するため、次の共用施設を利用することができる。

研究所構内の全ての便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

15. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、研究所構内全ての駐車場を利用できる。

16. 点検の省略

共通仕様書第2編第1章第1節 1.1.8 による。但し、財務課担当職員と協議する。

~~17. その他~~

Ⅲ. 定期点検等及び保守

1. 昇降機設備

(1) 業務対象設備の概要

設置場所	研究管理棟	特別支援教育情報センター棟	エレベーター棟	体育館エレベーター棟
設置年月日	平成13年3月	平成7年3月	平成13年3月	平成15年3月
種類	ロープ式エレベーター	ロープ式エレベーター	油圧式エレベーター	機械室なしエレベーター
性能検査の有無	無	無	無	無
契約種別	POG契約	POG契約	POG契約	POG契約
駆動方式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御
積載能力	900kg, 13人乗り	750kg, 11人乗り	900kg, 13人乗り	900kg, 13人乗り
かごの速度	45m/min	60m/min	45m/min	45m/min
運転方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
停止階数	3停止	3停止	2停止	2停止
付加装置	地震管制, 火災管制, 停電管制	地震管制, 火災管制, 停電管制	地震管制	地震管制, 火災管制, 停電管制
製造者名	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)	日本エレベーター製造(株)

(2) 修理・取替の項目

POG契約に含む修理及び取替えに該当する項目は共通仕様書第2編第7章第2節7.2.2による。

(3) 点検項目、点検内容及び点検周期

点検項目、点検内容は共通仕様書第2編第7章第2節7.2.5、7.2.6、7.2.8による。

点検周期は1月毎とする。法定点検は毎年11月とする。

~~(4) 性能検査~~

~~(5) 遠隔点検~~

(6) 業務報告書

業務完了後に次の書類等を 1 部数提出する。

○点検及び保守結果報告書

報告の周期は1月毎とする。

書式は ・別途業務報告書による ○受注者の業務報告書による

共通仕様書の点検項目と業務報告書の点検項目の対応関係が分かる資料を、初回の業務完了後に業務報告書とともに1部提出すること。